議案第39号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。 付則に次の1項を加える。

12 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、令和4年6月18日から墨田区規則で 定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	位置
墨田区横川橋保育園	墨田区亀沢二丁目24番6号

別表墨田区ひきふね保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和4年6月18日から施行する。ただし、別表の改正規定は、墨田 区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

墨田区横川橋保育園の改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を 仮園舎を設置する位置とするほか、墨田区保育所等整備計画に基づき、墨田区ひきふ ね保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。